

令和8年度女性防災士育成セミナー実施業務委託公募型プロポーザル実施要領

令和8年度女性防災士育成セミナー実施業務委託の内容及び当該業務に係る委託契約等の方法について、以下のとおり定める。

1 委託業務の概要

(1) 業務名

令和8年度女性防災士育成セミナー実施業務

(2) 業務内容

別添「令和8年度女性防災士育成セミナー実施業務基本仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 提案上限額

4,048,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 委託契約の方法

① 契約方法

随意契約

② 契約の相手方の選定

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して優秀な提案者を1者選定し、随意契約の相手方の候補とする手続き（以下「公募型プロポーザル」という。）による。

③ 契約の根拠

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号

2 応募に関する事項

(1) 応募資格

本業務の公募型プロポーザルに参加する者は、次の全ての要件を満たさなければならない。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

② 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していない者であること。

③ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入している者（加入する義務のない者を除く。）であること。

④ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続を行っていないこと。

⑤ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

- ⑥ 山形県内に事業所（本店、支店又は営業所）を有する者であること。
- ⑦ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- ⑧ 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ⑨ 共同企業体が応募する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が①から⑧までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 共同企業体の適当な名称を選定し、代表となる法人等を選定すること
 - イ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で応募していないこと

（2）失格事由

企画提案者が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① 実施要領等に定めた資格・要件が備わっていないとき
- ② 提出期限までに所定の書類が整わなかったとき
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が実施要領等で示した要件に適合しないとき
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- ⑤ 提案の内容が提案上限額を上回るとき
- ⑥ その他不正な行為があったとき

3 提出書類及び提出方法等

（1）提出書類

- ① 参加申込書（様式1）

- ② 事業者概要書（様式 2 - 1）（共同企業体が応募する場合は、各構成団体について提出すること）
- ③ 共同企業体構成表（様式 2 - 2）（共同企業体が応募する場合のみ提出）
- ④ 代表者の印鑑証明書（法務局発行のもの）
- ⑤ 法人の登記簿謄本（企画提案者が山形県競争入札参加資格者名簿に登載されている場合は、④及び⑤の書類提出は不要）
- ⑥ 企画提案書（様式 3）
- ⑦ 経費見積書（様式 4）

(2) 提出期限及び提出部数

提出書類	提出期限	提出部数
① 参加申込書（様式 1） ② 事業者概要書（様式 2 - 1） ③ 共同企業体構成表（様式 2 - 2） ④ 代表者の印鑑証明書 ⑤ 法人の登記簿謄本	令和 8 年 5 月 14 日（木） 午後 5 時	1 部
⑥ 企画提案書（様式 3） ⑦ 経費見積書（様式 4）	令和 8 年 5 月 26 日（火） 午後 5 時	5 部

(3) 提出方法

「9 担当部局」まで持参又は郵送により提出すること。

持参の場合、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く）に提出先に持参すること。

郵送の場合、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。

4 質問及び回答

(1) 質問方法

本公募に関する質問は、質問書（様式 5）により、電子メールで行うものとし、件名を「女性防災士育成セミナー実施業務委託への問合せ」として、「9 担当部局」へ提出すること。電話や口頭、受付期間以外での質問は一切受け付けない。

(2) 質問受付期限

令和 8 年 5 月 14 日（木）午後 5 時まで

(3) 質問への回答

質問への回答は、その都度、速やかに参加申込書提出者全員に電子メールで送付する。ただし、軽微なもの及び各回答者の独自の企画に関する事等については、当該質問をした提案者のみに回答する。

5 審査及び結果の通知

- (1) 企画審査会において、「企画提案審査基準」（別表）に基づき書類審査を行い、各審査

員の評価点の合計点数が最も高い者を、最優秀提案者（委託契約候補者）として選定する。

- (2) 審査に当たり、提案者に質問及び追加の資料提出を求める場合がある。
- (3) 審査員の合議により契約の目的を十分に達成できないものであると判断したときは、最優秀提案者を選定しないことができる。
- (4) 審査結果は、全ての提案者に対し、書面により通知する。
- (5) 提案者が1者のみである場合でも、審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。
- (6) 提案者がいない場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務内容等について再検討の上、改めて募集を行うこととする。

6 契約締結

- (1) 最優秀提案者を随意契約の相手方とすることについて、山形県防災くらし安心部所管事業指名業者選定審査会の審査を経た上で、最優秀提案者の提案に基づき契約に係る仕様書を確定し、最優秀提案者から見積書を徴して予定価格の制限の範囲内で契約を締結するものとする。
- (2) 採択された提案等については、採択後に県と詳細を協議する。この際、内容、金額等について変更が生じる場合がある。
- (3) 最優秀提案者が契約しなかった場合、又は失格となった場合は、次点者と契約手続を行う場合がある。
- (4) 契約に当たっては、契約書を取り交わすものとする。
- (5) 委託業務の内容は、締結される契約書によるものとする。
- (6) 委託業務に係る契約手続は、山形県防災くらし安心部防災危機管理課防災学習・防災DX推進室において行う。

7 スケジュール（予定）

- (1) 企画審査会の開催 6月上旬
- (2) 審査結果の通知 6月中旬
- (3) 契約締結 6月中旬

8 その他

- (1) 提案できる件数は1事業者につき、1件とする。
- (2) 提出された申請書類等は返却しない。
- (3) 提案書の作成及び提出等に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (4) 提案書等の応募書類は、審査に必要な範囲で全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (5) 提案書等の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「9 担

当部局」に報告すること。

- (6) 提案書等の応募書類は、山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号）の規定による請求に基づき、第三者に開示する場合がある。
- (7) この公募及び契約については、県の都合により変更・中止する場合がある。
- (8) 採用した提案書の著作権は県に帰属する。
- (9) 不採用となった提案書の著作権は提案者に帰属する。
- (10) 山形県競争入札参加資格者名簿に登載のない事業者については、応募資格要件を満たすことを確認するための資料の提出を求める場合がある。

9 担当部局

山形県防災くらし安心部防災危機管理課防災学習・防災DX推進室

住 所：〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号（県庁3階）

電 話：023-630-2671

F A X：023-633-4711

メール：ybosaigakudx#pref.yamagata.jp

※上記「#」の部分を「@」に変えた上で送信してください。

別表

令和8年度女性防災士育成セミナー実施業務企画提案審査基準

審査項目	審査の視点	配点
1 実施方針（配点：10）		
実施方針	・事業目的を理解し、本事業の目的に合致した実施方針となっているか	10
2 企画内容（配点：65）		
開催内容	・提案内容は事業の目的の達成が見込まれる内容となっているか	10
	・防災における男女共同参画の視点の必要性や防災士の意義などが参加者に分かりやすく伝わる内容、手法となっているか ・防災士の資格を取得するきっかけとなるような内容、地域防災における女性の参画を促す内容となっているか ・参加者の意識を「知る」から「できる・自ら動く」へと移行させ、地域で主体的に行動できる女性防災リーダーを育成するための、家庭や地域の具体的課題の解決につながる実務的な内容となっているか	25
	・事業効果を高める独自のアイデアやノウハウを生かした提案がなされているか	10
参加者募集・管理	・各回の対象者の参加を促す効果的な広報計画となっているか ・参加者数を増やすことに寄与する工夫がなされているか ・参加者管理の方法は適切であるか	15
アンケート	・セミナー終了後のアンケートは適切であるか (事業効果を測るアンケート内容となっているか、回収率向上の工夫がなされているかなど)	5
3 実施体制（配点：15）		
実施体制	・業務を実施できる人員体制であるか	5
計画性	・事業計画に無理がなく、妥当なスケジュールであるか (準備期間、実施時期、完了時期など)	5
実績	・概ね過去3年以内に類似の業務を実施した実績があるか	5
4 経費見積（配点：10）		
妥当性	・業務に要する経費の積算は妥当であるか	10
合 計		100